

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	10	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	海外投資等損失準備金の延長	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投資について、投資を行った内国法人に一定割合（※）の準備金の積立を認め、これを損金に算入することができる制度。 ※積立割合：探鉱事業…50%、開発事業…20%</p> <p>・特例措置の内容 令和4年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を2年間延長する。</p>	
関係条文	<p>〔 地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第2項、第292条第1項第3号 ・租税特別措置法第55条、第68条の43、同法施行令第32条の2、第39条の72、同法施行規則第21条、第22条の45 〕</p>	
減収見込額	<p>〔初年度〕 — ( ▲54 ) [平年度] — ( ▲54 ) 〔改正増減収額〕 — ( ) (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、あらゆる活動を支える基盤であるエネルギー安定供給の確保は、我が国が更なる発展を遂げていくための前提条件であり、一切の妥協は許されない。しかしながら、我が国は、資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存しており、資源国の政情不安定化といったカントリーリスクや、米中対立の深刻化等によるシーレーンの不安定化に加え、昨今の環境意識の高まりによる資源国からの脱炭素対策に係る規制強化等、資源開発や供給不安に直面するリスクを常に抱えている。</p> <p>また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市場の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。</p> <p>エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要である。</p> <p>他方で、資源開発事業には、数多くのリスクが存在する。例えば、探鉱を開始したにもかかわらず資源が見つからないといった探鉱リスク、コスト上昇やスケジュール遅延といった操業リスク、政情不安や為替変動といったカントリーリスクが代表的なものであり、昨今は、探鉱から生産開始に至るまでのリードタイムの長期化（10年～20年超）、総事業費の巨額化により、こうしたリスクは以前よりも増している。また、中東情勢の変化や米中対立</p>	

	<p>の悪化によるシーレーンの不安定化や、コロナを発端とした油価急落による経済性の悪化リスクなど、事業者でのコントロールが極めて難しいリスクも生じている。</p> <p>こうしたリスクに加え、世界的に脱炭素化の動きが加速する中で、新たなリスクが生じている。具体的には、石油・天然ガスの開発時には多くの二酸化炭素を排出することから、世界的な環境意識の高まりも相まって、資源国政府から石油・天然ガスの開発時における CCS（二酸化炭素回収・貯留）の実施を環境許認可取得の義務とする規制が強化されたり、GHG 排出量の計測・報告が求められるようになるなど、開発時の CCS、再生可能エネルギー利用、植林といった脱炭素化対策が事実上義務化されつつある中で、特に CCS 実施には、1,000 億円～数千億円規模のコストがかかる一方で事業性はない。こうしたリスクはこれまでに存在しなかったものであり、カーボンニュートラルへの道筋そのものに不確実性がある中で、こうした状況も認識した上で、事業者は資源開発を進めていくことが不可欠である。</p> <p>さらに、金属鉱物資源については、国内外で脱炭素化の動きが加速する中、自動車等の電動化や再生可能エネルギー関連機器等の普及による原材料需要の大幅な増加が見込まれると同時に、中国をはじめとする新興国による資源国への進出が活発化する中、我が国として必要な金属鉱物資源の安定供給の確保を一層強化していくことが不可欠である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 資源・燃料
	政策の達成目標	○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる。  ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる」を設定）。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を引き上げる。  ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する。
	政策目標の達成状況	○石油・天然ガスの自主開発比率（注1） 平成26年度：24.7% 平成27年度：27.2% 平成28年度：27.4% 平成29年度：26.6% 平成30年度：29.4% 令和元年度：34.7%  ○鉱物資源（ベースメタル）の自給率（注2） 平成26年度：54.9% 平成27年度：52.1% 平成28年度：51.3% 平成29年度：50.6% 平成30年度：50.2% 令和元年度：集計中  （注1）石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。  （注2）鉱物資源（ベースメタル）の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」については、鉄鉱・非鉄金属・金属製品統計（経産省）及び貿易統計（財務省）による。「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、事業者からの聞き取り調査による。

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>今後、中東、東南アジア、中南米等の地域で本税制を活用した探鉱・開発が行われる見込み。</p> <p>○適用事業者（法人）数 令和2年度：3社 令和3年度：3社 令和4年度：3社</p> <p>○適用事業者（法人）の範囲 令和2年度：鉱業、石油製品製造業等 令和3年度：鉱業、石油製品製造業等 令和4年度：鉱業、石油製品製造業等</p> <p>※適用事業者（法人）数については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）における平成29年度～令和元年度実績の平均値を算出し、この水準が令和2年度～令和4年度についても継続するものと推定。 ※適用事業者（法人）の範囲についても、上記報告書における平成29年度～令和元年度実績を踏まえ、これが令和元年度～令和3年度についても継続するものと推定。</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第204回国会提出）によると、本制度の適用事業者（法人）数は、平成29年度～令和元年度の平均で3社、また、本制度の適用額は、平成29年度～令和元年度の平均で90億円となっている。この間、法人実効税率は約30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1社あたり年間で約10億円ものキャッシュフロー改善効果が生じていることになる。</p> <p>資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト（生産段階）からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。</p> <p>石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○石油・天然ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外探鉱等事業への出資（令和3年度予算額：513億円）</li> <li>・ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外の天然ガス資産開発・液化等出資（令和3年度予算額：242億円）</li> </ul> <p>○金属鉱物・ウラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外の探鉱等事業への出融資（令和3年度予算額：24億円）</li> <li>・ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構海外のウラン探鉱支援事業（補助金）（令和3年度予算額：3.4億円）</li> </ul>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。</p> <p>一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、</p>

		<p>事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p>
	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。</p> <p>また、海外投資等損失準備金制度は、プロジェクトが失敗することなく据置期間（5年）を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し（益金算入）をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p> <p>なお、リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。</p>
<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>		<p>○適用事業者（法人）数  平成27年度：5社  平成28年度：5社  平成29年度：5社  平成30年度：2社  令和元年度：3社</p> <p>○損金算入額  平成27年度：13,801,493千円  平成28年度：5,545,696千円  平成29年度：2,573,563千円  平成30年度：18,093,454千円  令和元年度：6,620,3073千円</p> <p>○減収額  平成27年度 国税：3,298,557千円、地方税：230,899千円  平成28年度 国税：1,297,693千円、地方税：90,839千円  平成29年度 国税：602,214千円、地方税：42,155千円  平成30年度 国税：4,161,494千円、地方税：291,304千円  令和元年度 国税：1,522,670千円、地方税：106,586千円</p> <p>○適用事業者（法人）の範囲  平成27年度：鉱業、運輸通信公益事業  平成28年度：鉱業、石油製品製造業、運輸通信公益事業  平成29年度：鉱業、運輸通信公益事業等  平成30年度：鉱業  令和元年度：鉱業</p> <p>※適用事業者（法人）数、損金算入額、適用事業者（法人）の範囲については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（204回国会提出）における平成29年度～令和元年度実績を引用。</p> <p>※減収額については、上記損金算入額に対して各年度の法人税率等を乗じることで算出。</p>

<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>租税特別措置法第 55 条、第 68 条の 43  適用額：543,835 千円（内訳 道府県民税：134,905 千円、市町村民税：408,930 千円）  ※平成 30 年度の適用状況</p>																																
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>石油・天然ガスの自主開発比率は、平成 27 年度の 27.2%から、平成 30 年度には 29.4%に上昇している。  鉱物資源（ベースメタル）の自給率は、平成 27 年度は 52.1%であり、平成 30 年度は 50.2%となっている（令和元年度は集計中）。過去数年間の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず、直近の自給率が低下している。  石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>																																
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>我が国企業による探鉱・開発事業のため投資活動の促進を図ることにより自主開発比率を引き上げる。</p>																																
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○石油・天然ガスの自主開発比率の達成度  令和元年度時点で 86.8%（=37.4%/40%）  ○鉱物資源（ベースメタル）の自給率の達成度  平成 30 年度時点で 62.8%（=50.2%/80%）  ※資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまで最低でも 10 年程度を要する。また、資源の輸入量は景気動向や資源価格の変動の影響を受ける場合がある。したがって、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率の推移については、このような事象を考慮する必要がある。  ※いずれにせよ、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、一貫して上昇傾向にある</p>																																
<p>これまでの要望経緯</p>	<table border="0"> <thead> <tr> <th>【年度】</th> <th>【要望等の内容】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和 39 年度</td> <td>「海外投資損失準備金」創設（3 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 42 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 44 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 45 年度</td> <td>「石油開発投資損失準備金」創設（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 46 年度</td> <td>石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 48 年度</td> <td>海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組。</td> </tr> <tr> <td>昭和 49 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 51 年度</td> <td>延長（2 年間）（開発の積立率：50%→40%）</td> </tr> <tr> <td>昭和 53 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 55 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 57 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 59 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 61 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>昭和 63 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> <tr> <td>平成 2 年度</td> <td>延長（2 年間）</td> </tr> </tbody> </table>	【年度】	【要望等の内容】	昭和 39 年度	「海外投資損失準備金」創設（3 年間）	昭和 42 年度	延長（2 年間）	昭和 44 年度	延長（2 年間）	昭和 45 年度	「石油開発投資損失準備金」創設（2 年間）	昭和 46 年度	石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3 年間）	昭和 48 年度	海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組。	昭和 49 年度	延長（2 年間）	昭和 51 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：50%→40%）	昭和 53 年度	延長（2 年間）	昭和 55 年度	延長（2 年間）	昭和 57 年度	延長（2 年間）	昭和 59 年度	延長（2 年間）	昭和 61 年度	延長（2 年間）	昭和 63 年度	延長（2 年間）	平成 2 年度	延長（2 年間）
【年度】	【要望等の内容】																																
昭和 39 年度	「海外投資損失準備金」創設（3 年間）																																
昭和 42 年度	延長（2 年間）																																
昭和 44 年度	延長（2 年間）																																
昭和 45 年度	「石油開発投資損失準備金」創設（2 年間）																																
昭和 46 年度	石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3 年間）																																
昭和 48 年度	海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組。																																
昭和 49 年度	延長（2 年間）																																
昭和 51 年度	延長（2 年間）（開発の積立率：50%→40%）																																
昭和 53 年度	延長（2 年間）																																
昭和 55 年度	延長（2 年間）																																
昭和 57 年度	延長（2 年間）																																
昭和 59 年度	延長（2 年間）																																
昭和 61 年度	延長（2 年間）																																
昭和 63 年度	延長（2 年間）																																
平成 2 年度	延長（2 年間）																																

平成 4 年度	延長 (2 年間)	
平成 6 年度	延長 (2 年間)	
平成 8 年度	延長 (2 年間)	
平成 10 年度	延長 (2 年間)	(開発の積立率 : 40%→30%)
平成 12 年度	延長 (2 年間)	
平成 14 年度	延長 (2 年間)	
平成 16 年度	延長 (2 年間)	
平成 18 年度	延長 (2 年間)	
平成 20 年度	延長 (2 年間)	
平成 22 年度	延長 (2 年間)	(探鉱の積立率 : 100%→90%)
	(石炭、木材を除外)	
平成 24 年度	延長 (2 年間)	
平成 26 年度	延長 (2 年間)	
平成 28 年度	延長 (2 年間)	(探鉱の積立率 : 90%→70%)
平成 30 年度	延長 (2 年間)	(探鉱の積立率 : 70%→50%)
	(開発の積立率 : 30%→20%)	
令和元年度	延長 (2 年間)	